

美馬公共職業安定所発表

令和 8 年 7 月 7 日



【照会先】

美馬公共職業安定所

所 長 丸山 ひとみ

統括職業指導官 藤本 美穂

(電話) 0883-52-8609

阿波市の「有限会社 米倉建設」が 【ユースエール認定企業】として認定されました

徳島労働局（局長：亀井 崇）は、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定）企業として、次の企業を認定しました。

有限会社 米倉建設（徳島県阿波市阿波町南整理345-3）

（業種：一般土木建築工事業、従業員：1名、設立年：昭和43年、

月平均所定外労働時間：0.2時間、有給休暇年平均取得日数：

10.0日）



<認定マーク>

「ユースエール認定企業」制度は、平成27年10月に創設され、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が認定する制度です

☆ユースエール認定のメリット☆

- ① ハローワークなどで重点的 PR を実施！ ②認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能！
- ③ 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能！ ④日本政策金融公庫による融資制度！
- ⑤公共調達における加点評価！

【認定基準】

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※³ ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※⁴ ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※⁵
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

若者を大切にす優良企業が揃っています！



若者の採用・育成に積極的で、雇用管理が優良であるという認定を受けた企業のことを、ユースエール認定企業といいます。自分らしく働ける理想の企業を見つけてみませんか？

就活中の若者と優良な中小企業の
マッチングを支援
ユースエール 認定制度

若者雇用促進
総合サイト



ユースエール
特設サイト

